

5月講習会のご案内

受講しやすい低価格と駅から近い会場で5月も開催します！どうぞ奮ってご応募下さい。

合格への早道はこの講習で！出題ポイントを掴んでから試験に臨んではいかがですか。

第一種衛生管理者受験対策講習

東京5/18~20 申込締切5/12

9時~17時(3日間)

受講料：¥27,000円 定員：40名

労働者の健康障害の防止や衛生教育、健康診断の実施などを担当する者で、パート、派遣などを含めて常時50名以上の労働者を使用している事業所では、労働安全衛生法12条により選任しなければなりません。この衛生管理者は国家試験に合格した免許のある者から選任する必要がありますが、この免許には第一種と第二種があり、業種によって区分されますが清掃業では第一種衛生管理者が必要です。当講習は平成20年から開催しており多くの合格者を輩出しております。また、一昨年より皆様のご要望に応え、講習期間を5日間から3日間に短縮し、より受講しやすくなりました。さらに、問題集を併用しながら最新の試験情報を踏まえ講義を行ないます。合格への近道なら、是非当講習をお勧めします！！

選任の必要な業種(第一種)：農林水産業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・水道業、運送業、自動車整備業、機械修理業、医療業、清掃業等

◎講習内容：労働衛生、労働生理、労働安全衛生法、労働基準法、ほか問題集等(21時間)

◎講師：労働衛生コンサルタント等

☆合格にむけて

衛生管理者の勉強方法は短期集中と言われていています。個人差はありますが、受験対策の講習会等を受講した後、2週間~2ヶ月の間で受験される方が多いようです。この度も、下記日程6月~7月に受験を考えられている方は絶好の機会です！是非、お勧めします！！

平成23年度 衛生管理者免許試験日

(財)安全衛生技術試験協会より

各センター	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州
6月		1日	1日 9日 20日	1日 9日 20日	1日 9日 20日	20日	9日
7月	12日	12日	4日 12日 21日	4日 12日 21日	4日 12日 21日	12日	4日 12日

(参考) 受験資格：学校教育法による大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの。

その他受験資格は(財)安全衛生技術試験協会でご確認ください。

50人未満の事業所でまだ選任されていない企業様、是非この機会にお勧めします。複数名受講させる企業様もございます。

安全衛生推進者養成講習

大阪5/24.25
福岡5/26.27

申込締切5/18

10時~17時(2日間)

受講料：¥12,000円 定員：各会場40名

常時10名から49名の事業場については、労働安全衛生法第12条の2に基づいて、一定の経験、能力を有するもののなかから安全衛生推進者を事業場ごとに選任し、安全衛生にかかる業務を担当させなければなりません。具体的には、安全衛生推進者は、事業場で労働者の災害や健康障害の防止、安全衛生教育、健康診断の実施などの職務を担当することになっております。また、一昨年安全衛生法が改正され、規模50名以上の事業場について、時間外・休日労働が月間100時間を越える労働者に対して医師による面接指導の実施が義務付けられました。この改正は平成20年4月から50名未満の事業場にも範囲が拡大され、健康確保の点から安全衛生推進者の役割は増す一方かと思われます。この機会にぜひ受講をご案内申し上げます。

選任の必要な業種：製造業、建設業、運送業、鉱業、電気・ガス・水道業、各種商品卸・小売業、通信業、ホテル業、ゴルフ業、自動車整備業、機械修理業、清掃業等

講義：厚生労働省令第五五号に基づく。

(作業環境管理、リスクアセスメント、安全管理、安全衛生教育、等ほか 計10時間)

講師：労働安全衛生コンサルタント等

*修了者には修了証書を交付します

会場・申込書は裏面⇒